

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

1 施策の実施計画の策定

第 7 章～10 章に定めた方向性・方法を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施の道筋・期間等を示す。

期間については、老朽化しき損が生じている本質的価値を構成する要素の復旧・整備を、優先的かつ着実に実施していくため、これらの復旧・整備事業の目標年次（年度）を 2023（平成 35）年度とし、それまでの期間を第 1 期事業期間とする（下表を参照）。

また、それ以降については、2028（平成 40）年度までを第 2 期計画期間とし、第 1 期事業期間で積み残した指定地内の整備、及び指定地周辺において関係する施設整備などに取り組むことを目指す。2028（平成 40）年度より後については、その時点での整備の状況や新たな課題などを踏まえて、整備の内容や期間を検討する。

こうした期間に基づき、施策の実施計画を総括表としてまとめるとともに、第 1 期事業期間に実施する予定の発掘調査や復旧・整備については、年度別の事業予定を示す。

表 11-1 実施計画の総括表（主要な取組）

1 / 2

区 分	第 1 期事業期間 ～2023（平成 35）年度	第 2 期事業期間 ～2028（平成 40）年度	それ 以降
調査・研究 土地の公有化 追加指定 維持管理・点検	○発掘調査⇒次頁の表を参照 ○史資料調査 ○研究 ○維持管理・点検の持続的な実施	※左記の取組の継続的な実施、 ただし、発掘調査は状況に応 じて実施を検討 ○土地の公有化の検討 ※必要性が生じた場合は、追加 指定を検討	○調査・研究や維持管理などの継続的な実施 ○積み残した点などへの対応 ○新たな状況、課題などへの対応
整備（指定地） ・保存のための 整備 ・活用のための 整備	○復旧・整備：建造物の保存修理等 ⇒次頁の表を参照 ○緑地・樹木、竹林の整備 ○保存施設（説明板、竹柵）の整備 ○維持管理施設の整備 ・防災設備の更新・整備 ・電柱・電線類等の景観対策など ○公開・活用施設（園路、広場）の整備 ○休憩施設の整備 ○既存建物（寮舎など）を利用した休憩、展示・解説などの場の確保・整備 ○音声解説、ICTの活用の検討 ○送迎スペースの整備（舗装など） ○管理施設の検討（既存建物の活用など）	※き損などが生じた場合は復 旧・整備を検討 ○緑地・樹木、竹林の整備 ○ブロック塀、スレート塀の撤 去、景観に配慮した塀などの 再整備 ○維持管理施設の整備 ・防災設備の更新・整備など ○駐車場の確保・整備の検討 （指定地周辺を含めて検討） ○トイレの整備・充実の検討 （指定地周辺を含めて検討） ○案内板・誘導標識などの整備 （地域・全市レベル） ※第 1 期事業期間で積み残し た点などへの対応	○調査・研究や維持管理などの継続的な実施 ○積み残した点などへの対応 ○新たな状況、課題などへの対応
指定地周辺の文 化財の保存・活 用・整備	○神辺本陣の保存修理、その他保存及 び公開・活用、管理運営のための施 設整備 ○菅茶山の墓の環境整備（説明板・サ インの設置・整備など）	※第 1 期事業期間で積み残し たこと、新たに必要なこと、 充実・強化することの実施	

表 11-1 実施計画の総括表（主要な取組）

区 分	第 1 期事業期間 ～2023（平成 35）年度	第 2 期事業期間 ～2028（平成 40）年度	それ 以降
活用	○指定地内の見学コースづくり（居住・生活との調整や整備と合わせて段階的に検討） ○講演会・シンポジウムの開催 ○体験機会・学習機会の確保・充実 ○情報の提供・発信	※左記の取組の持続的展開 ○神辺地域・全市レベルでの周遊コースづくりと活用	※前記同様
運営・体制	○管理団体の指定の検討 ○市民・地域活動団体等が連携した体制づくり ○観光ボランティアガイドの確保・養成	※第 1 期事業期間で積み残したこと、新たに必要なこと、充実・強化することの実施	

表 11-2 特別史跡「廉塾ならびに菅茶山旧宅」復旧・整備・活用事業の予定（第 1 期事業計画）

項 目	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
保存活用計画策定	■	■							
整備基本計画策定			■						
実施設計				■					
発掘調査						■			
復旧・整備				■	■	■	■	■	■
活用	ボランティアガイドの支援など	■	■	■	■	■	■	■	■
	茶山生誕 270 年に関わる行事				■				

2 施策・事業の実施への対応

今後、廉塾ならびに菅茶山旧宅に関わる調査・研究、保存修理、環境整備、土地の公有化などを円滑に進めるためには、次のような施策・事業の実施のための課題に対応することが求められる。

■必要な予算の確保

廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存・活用、とりわけ整備を計画的に進めるためには、事業の効率化などに努めながら、関係機関と連携して、必要な財源の適正な確保に努める必要がある。

■優先順位と効果的な事業実施の検討

廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存・活用に関わる施策・事業及び整備対象は、多岐にわたっており、これらの優先順位を検討し、効率的かつ効果的に実施することが求められる。

■計画・事業の進行管理

計画・事業を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。

その際、定期的な経過観察や、事業の中間点、終了時点又は毎年度において、計画・事業の達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、当該計画・事業の改善・見直し、他の事業への反映に努めることが求められる。

また、各種事業等の検証・見直しに関しては、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方を取り入れ、計画・事業の推進や適切な見直しを行う必要がある。

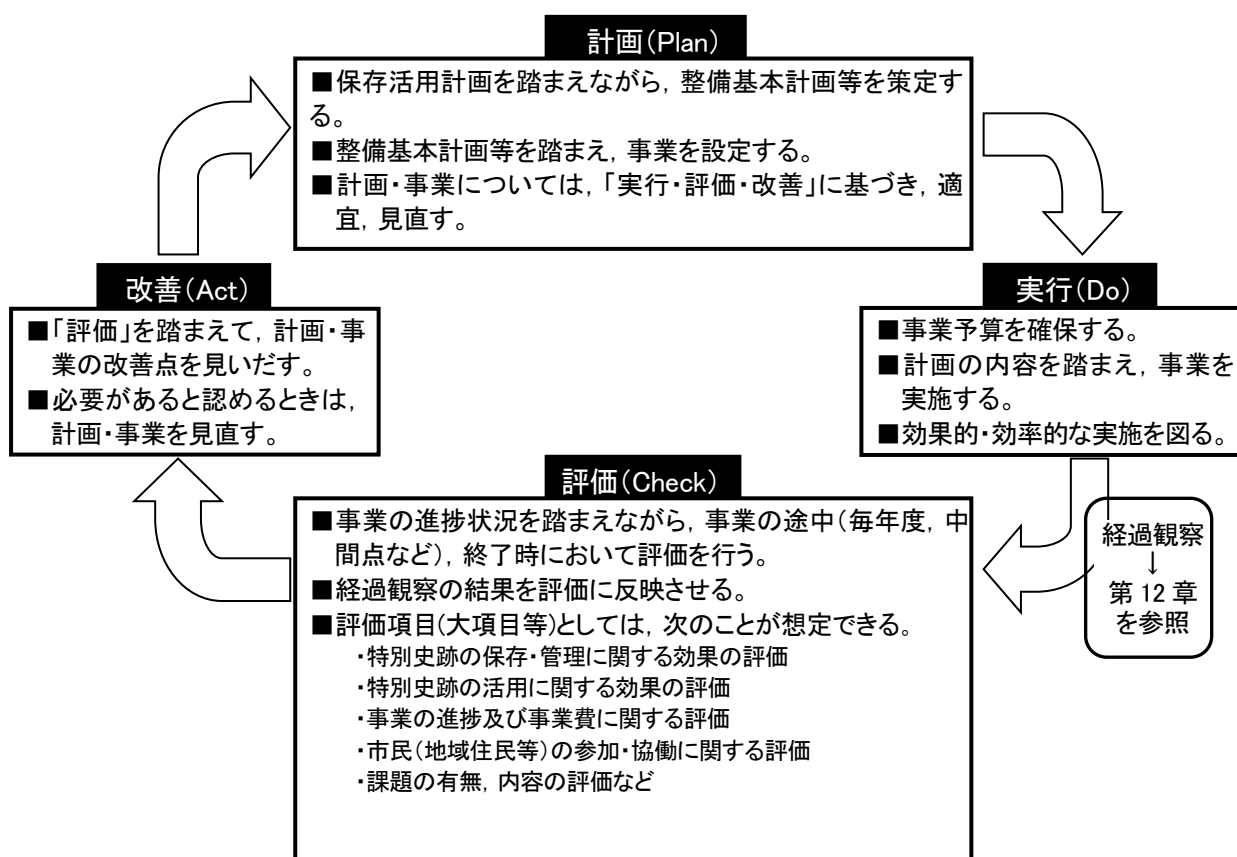


図 11-1 文化財に関わるPDCAサイクルのイメージ